

東海財務局管内金融機関における 中小企業金融円滑化法に基づく 貸付条件の変更等の状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下「法」という。）第2条に掲げる金融機関は、法第8条の規定に基づき、法施行日（平成21年12月4日）から本年9月30日までの間に行った貸付条件の変更等の状況を（11月14日までに）行政庁に報告したところです。

今般、金融庁が、法第8条第3項の規定に基づき、当該報告の概要を公表したところですが、東海財務局管内金融機関の貸付条件の変更等の状況について、以下のとおり取りまとめましたので、これを公表いたします。



平成23年12月20日
東 海 財 務 局

【お問い合わせ先】
財務省 東海財務局 金融監督第一課
TEL:(052)951-2493

1. 債務者が中小企業者である場合

債務者が中小企業者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。3業態の合計では、実行率が97.8%、実行率が93.3%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 1	実行率 2
地域銀行(13) 3	198,968 (49,286)	183,815 (46,058)	5,435 (1,264)	5,193 (1,096)	4,525 (866)	97.1%	92.4%
信用金庫(39)	165,917 (29,309)	156,632 (27,745)	2,359 (415)	3,435 (573)	3,491 (574)	98.5%	94.4%
信用組合(16)	7,718 (1,730)	7,196 (1,635)	182 (27)	125 (34)	215 (33)	97.5%	93.2%
合計(68)	372,603 (80,325)	347,643 (75,438)	7,976 (1,706)	8,753 (1,703)	8,231 (1,473)	97.8%	93.3%

1 実行率 = 実行件数 / (実行件数 + 謝絶件数)。以下同じ。

2 実行率 = 実行件数 / 申込み件数。以下同じ。

3 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行をいう。以下同じ。

4 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。以下同じ。

5 左端の欄中の括弧内は、本年9月末時点の東海財務局管内に本店を有する金融機関数。以下同じ。

6 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

計数は現時点の速報値であり、今後の精査により変動しうる。以下同じ。

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

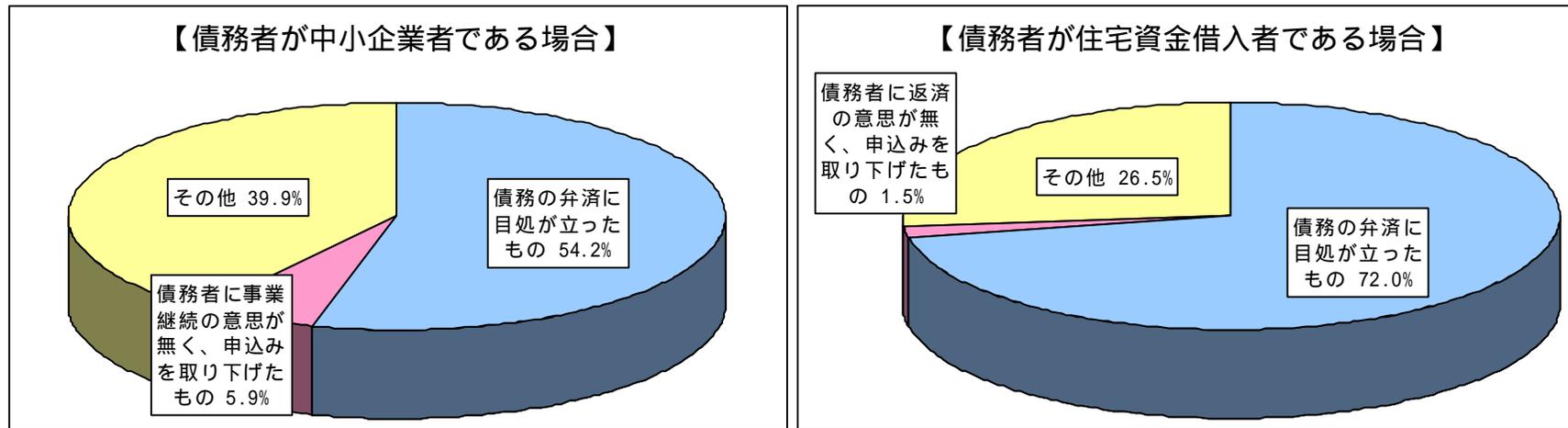
債務者が住宅資金借入者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。4業態の合計では、実行率が87.9%、実行率が73.1%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率	実行率
地域銀行(13)	12,555 (2,008)	8,774 (1,430)	1,524 (236)	536 (83)	1,721 (258)	85.2%	69.9%
信用金庫(39)	7,979 (1,066)	6,273 (840)	489 (66)	243 (34)	974 (124)	92.8%	78.6%
信用組合(16)	660 (84)	511 (64)	72 (10)	15 (1)	62 (7)	87.7%	77.4%
労働金庫(2)	1,052 (128)	704 (84)	146 (19)	45 (5)	157 (19)	82.8%	66.9%
合計(70)	22,246 (3,286)	16,262 (2,418)	2,231 (331)	839 (123)	2,914 (408)	87.9%	73.1%

3 . 債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由

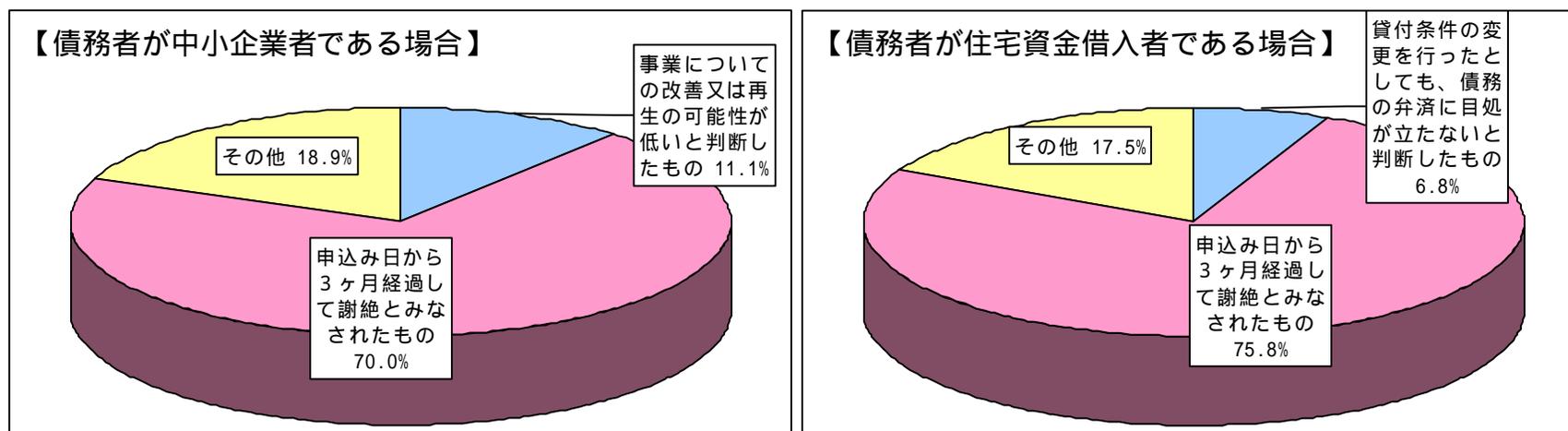
債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由は、下の円グラフのとおりです。「債務の弁済に目処が立ったもの」は、債務者が中小企業者である場合には全体の約5割、債務者が住宅資金借入者である場合には全体の約7割を占めています。



構成比は四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

4. 金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由

金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由は、下の円グラフのとおりです。「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」は債務者が中小企業者である場合には全体の約7割、債務者が住宅資金借入者である場合には全体の約8割を占めています。



構成比は四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

注) 「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」であっても、その後、実行に至った場合には、その時点で「申込み」「実行」に1件ずつ再計上することとされています。

(以 上)

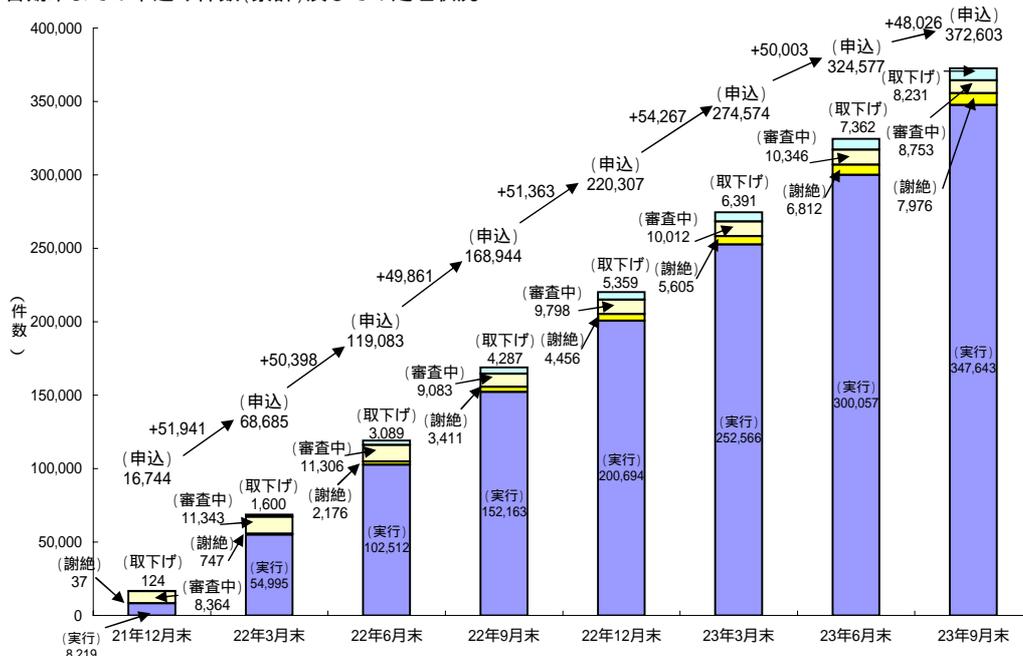
管内68金融機関における金融円滑化法の施行状況(中小企業者向け)

23年6月末時点に引き続き、審査中の案件等を除いた実行の割合は9割を超える水準。
 四半期毎の申込み件数は、22年1～3月期には約52千件、22年4～6月期・22年7～9月期にはそれぞれ約50千件、22年10～12月期には約51千件、23年1～3月期には約54千件、23年4～6月期には約50千件、23年7～9月期には約48千件。
 申込み件数(累計)に占める実行件数の割合は増加傾向にあり、23年9月末で93.3%。

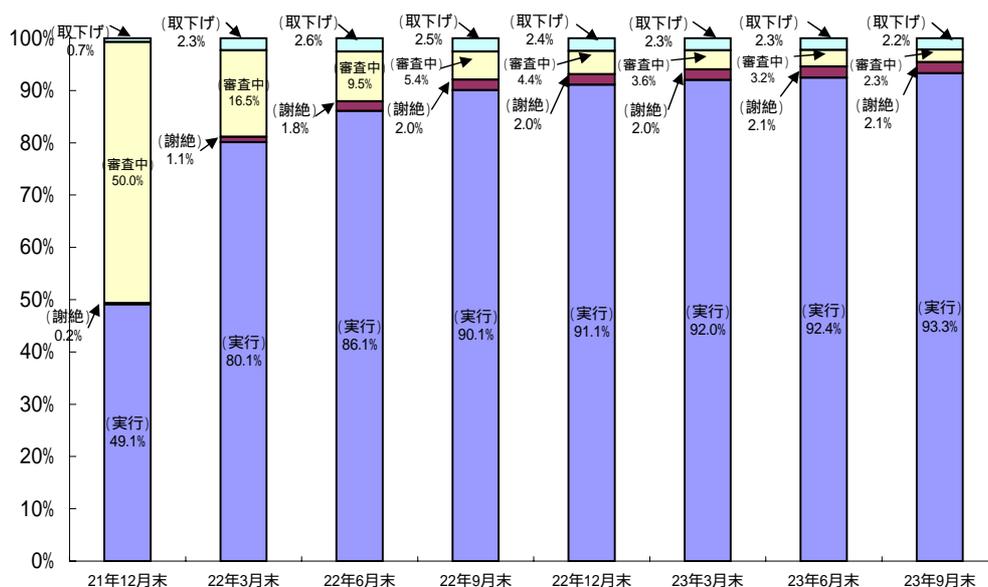
審査中・取下げを除いた実行率(実行件数/[実行件数+謝絶件数])

99.6% (21年12月末) 98.7% (22年3月末) 97.9% (22年6月末) 97.8% (22年9月末) 97.8% (22年12月末) 97.8% (23年3月末) 97.8% (23年6月末) 97.8% (23年9月末)

各期末までの申込み件数(累計)及びその処理状況



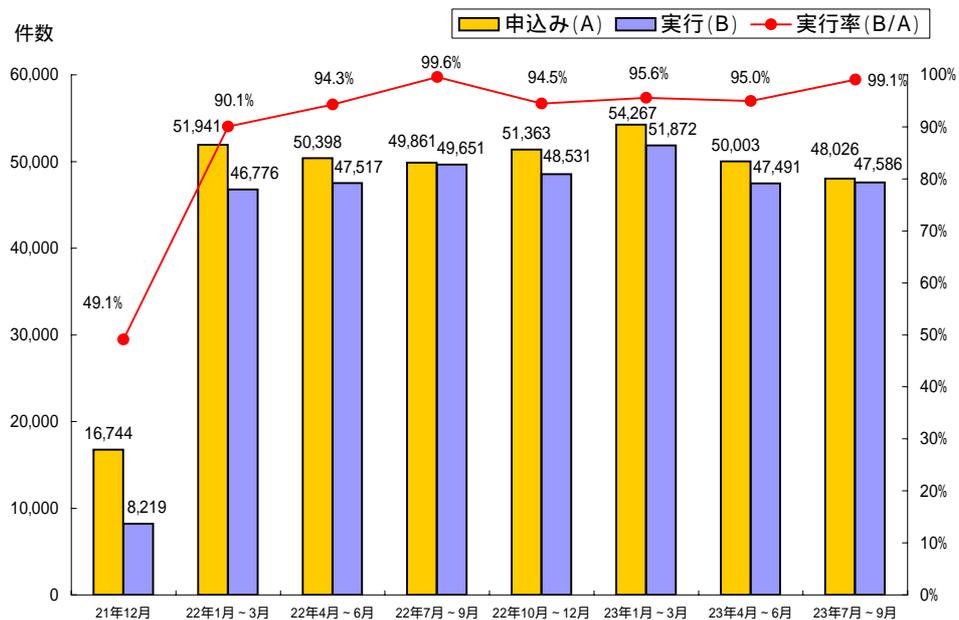
申込み件数(累計)に占める実行等の割合



(注) 構成比は四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

対象金融機関: 地域銀行(13)、信用金庫(39)、信用組合(16)

各期間における貸付条件変更等の申込件数等の推移



(注) 実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出したものです。

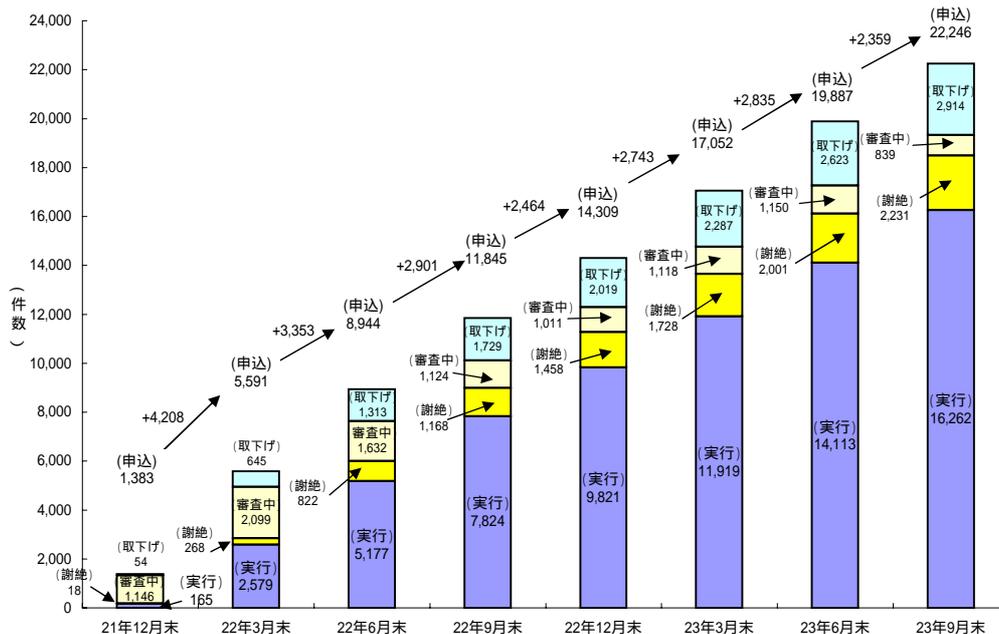
管内70金融機関における金融円滑化法の施行状況(住宅ローン向け)

23年6月末時点に引き続き、審査中の案件等を除いた実行の割合は8割を超える水準。
 四半期毎の申込み件数は、22年1～3月期には約4.2千件、22年4～6月期には約3.4千件、22年7～9月期には約2.9千件、
 22年10～12月期には約2.5千件、23年1～3月期には約2.7千件、23年4～6月期には約2.8千件、23年7～9月期には約2.4千件。
 申込み件数(累計)に占める実行件数の割合は増加傾向にあり、23年9月末で73.1%。

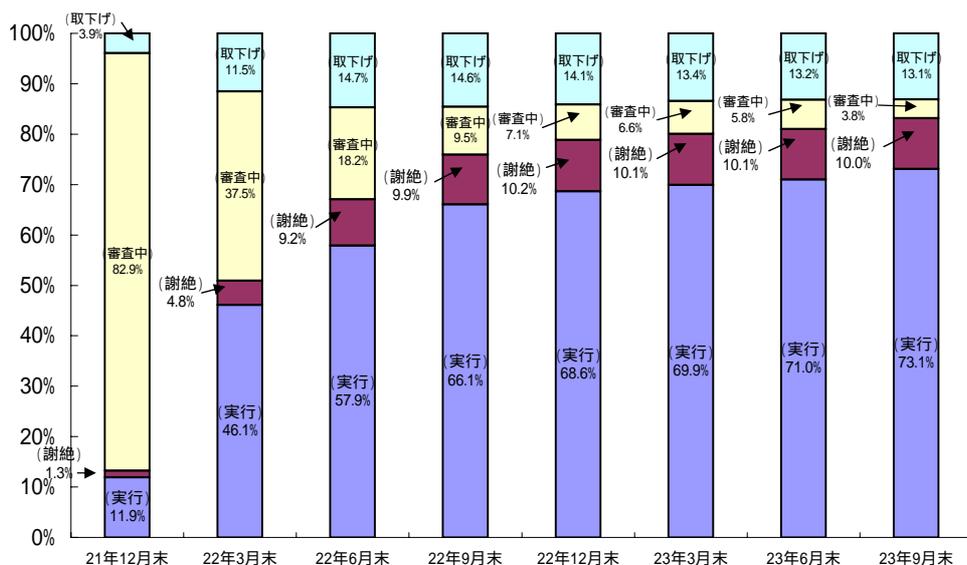
審査中・取下げを除いた実行率(実行件数/[実行件数+謝絶件数])

90.2% (21年12月末) 90.6% (22年3月末) 86.3% (22年6月末) 87.0% (22年9月末) 87.1% (22年12月末) 87.3% (23年3月末) 87.6% (23年6月末) 87.9% (23年9月末)

各期末までの申込み件数(累計)及びその処理状況



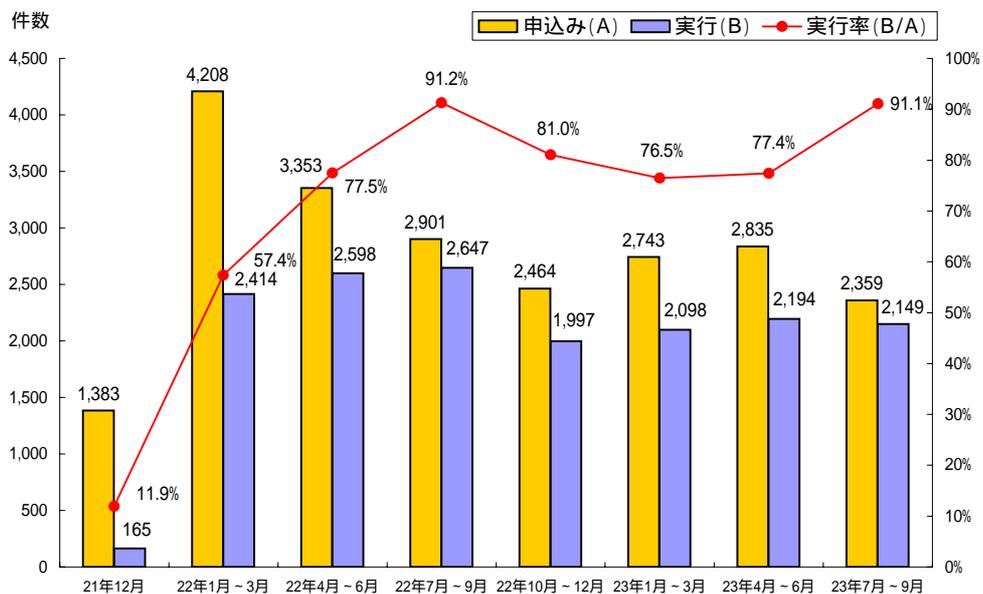
申込み件数(累計)に占める実行等の割合



(注) 構成比は四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

対象金融機関: 地域銀行(13)、信用金庫(39)、信用組合(16)、労働金庫(2)

各期間における貸付条件変更等の申込件数等の推移



(注) 実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出したものです。